



社会保険における扶養の収入要件

前号において、①「所得税の扶養」と「社会保険の扶養」の違い、②所得税の配偶者(特別)控除、③所得税の特定親族特別控除についてご説明しました。

今号では、【社会保険における扶養の収入要件】についてご説明します。

◆ 扶養の範囲となる収入要件 ◆ 社会保険

扶養される家族の年収が**130万円未満**^{※1}、かつ、従業員の年収の**2分の1未満**^{※2}

※1：扶養される家族の年収要件

扶養される家族の状態	年収要件
ア. 以下のイ、ウ以外	130万円未満
イ. 19歳～22歳（配偶者を除く）	150万円未満
ウ. 60歳以上、または、障害者（障害厚生年金を受けられる程度の障害者）	180万円未満

※2：扶養される家族の年収が従業員の年収の2分の1以上であっても、従業員の年収より低額である場合は、世帯状況を総合的に勘案し被保険者が生計維持の中心的役割を果たしていると認められれば、扶養認定されることがあります。

◆ 「収入」の考え方 ◆ 社会保険

社会保険における年収は、**扶養の認定を受ける時点の収入額を年収に換算した額**のことです。（注：1月～12月の収入額ではありません。）

《年収が130万円未満の例》

- ・収入の**月額**が**108,333円以下**（給与・年金等）
- ・収入の**日額**が**3,611円以下**（失業手当等）

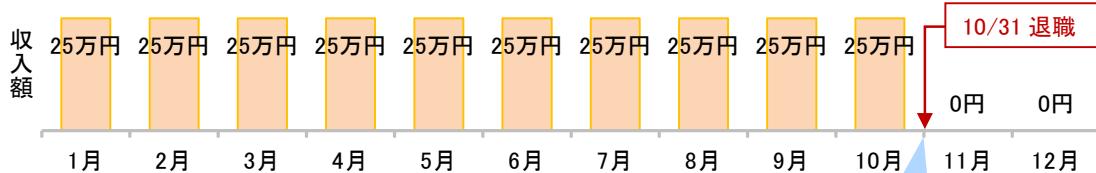
*収入とは、給与の場合、税金や社会保険料等を控除する前の「総支給額」を指します。（注：通勤手当額を含みます。）

*以下のものも収入に含まれます。

- ・公的年金（税金等控除前の年金支払額）
- ・雇用保険の失業手当
- ・健康保険の傷病手当金・出産手当金 等

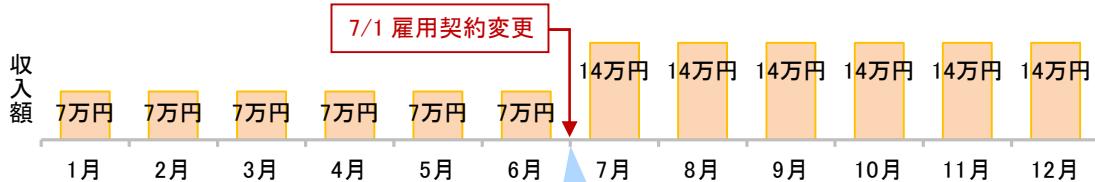
具体例

例①：被扶養者となる者が10月31日に退職した場合（失業手当受給なし）



月給25万円（年収300万円）で働いていても、退職後は収入が0円となるため、退職日の翌日（11/1）から扶養の収入要件を満たします。

例②：パートタイマーとして勤務する被扶養者の雇用契約内容が7月1日に変わった場合

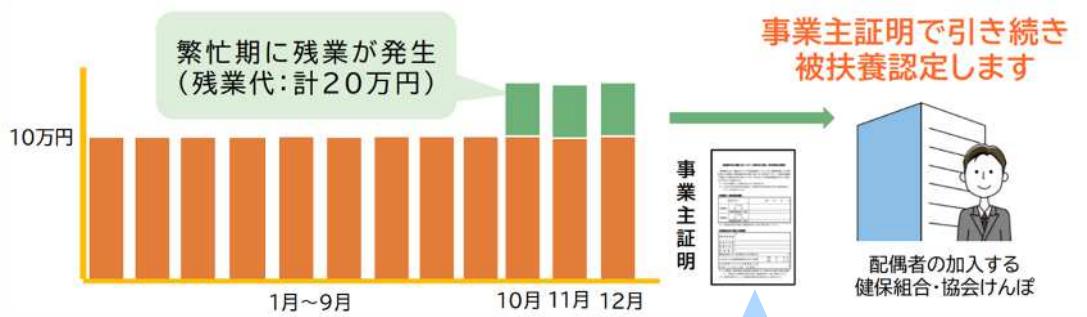


パートの雇用契約内容が変わり、給与月額が108,333円を超えることとなった場合は、雇用契約が変更された日（7/1）付で扶養から外れます。

「130万円の壁」への対応

パートで働く方の収入が、残業の増加により一時的に上がったとしても、パート先の事業主がその旨を証明することにより、引き続き扶養に入り続けることができます。

例：毎月10万円（年収120万円）で働くパートの方が残業により一時的に収入増になった場合



（図：厚生労働省リーフレットより）

事業主証明の様式は、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。
<https://www.mhlw.go.jp/content/001159348.pdf>

あおぞらスタッフだより

2025年も残り1ヶ月となりました。最近、お正月に向けて「ワインに合う洋風おせち」というものを購入しました。おせちは和食が苦手で久しく食べていなかったのですが、最近は洋食や中華、スイーツのおせちなど種類が豊富にあるみたいですね。購入したおせちはサーモンチーズブリニ、ロマネスクマリネなど、普段聞き馴染みのない料理名が並んでいて、ワインやいろいろなお酒と一緒に食べるのが楽しみです♪ [安]

